

【政策目標】5 . のびやかに学び楽しむまち

図表 38 政策体系

政策	主要施策	事業群
1 . 生涯学習の推進	(1)生涯学習推進体制の強化	推進体制の充実 情報の共有化 人材の発掘・育成
	(2)生涯学習活動の促進	講座・教室・講演の充実 自主サークルの活性化 家庭教育の充実 生涯学習関係団体の育成 青少年の健全育成 図書館サービスの充実
	(3)生涯学習施設の整備・修繕	生涯学習施設の整備・修繕
	(4)まちづくりとの連携	まちづくりへの関心の喚起 まちづくりグループの活動促進
2 . 幼児・学校教育の推進 (1)幼児教育	(1)幼稚園の充実促進	就園の奨励 教育環境の充実促進
	(2)家庭や地域の教育力の向上	情報提供の充実 基礎教育の推進 食育の推進 地域教育力の向上
3 . 幼児学校教育の推進 (2)学校教育	(1)教育内容の充実	心の教育の推進 自己教育力の育成 地域に根ざした教育の推進 国際理解教育の推進 情報教育の推進 環境教育の推進 健康教育・安全教育の推進 特別支援教育の推進 不登校等の子どもたちへのサポートの推進 親の学習
	(2)教育環境の充実	教職員の充実 施設・設備の充実 学校給食の充実 学校安全対策の推進 上里中学校の建設
	(3)開かれた学校づくりの推進	地域と連携した教育の推進 学校施設の積極的な開放 P T A活動の活性化

第2部 後期基本計画
のびやかに学び楽しむまち

政策	主要施策	事業群
4. 生涯スポーツの推進	(1) スポーツの振興	スポーツ・レクリエーションの振興と充実 団体・サークルの活性化 指導者の育成・確保 スポーツ少年団の育成強化 障害者スポーツの振興 総合型地域スポーツクラブの育成・支援 学校クラブ活動の支援
	(2) 施設の整備・充実	施設・設備の充実・有効活用 健康レクリエーションの環境づくり
5. 芸術・文化の振興	(1) 保存・継承意識の高揚	啓発活動の推進 伝統文化教育の推進
	(2) 保存・継承活動の促進	伝統文化の保存・継承活動の促進 文化財の保存事業の推進 保存・公開施設の充実 郷土の偉人・西崎キクの顕彰
	(3) 文化・芸術活動の促進	優れた文化・芸術にふれる機会の充実 活動への支援の強化 文化施設の充実
	(4) 新たな文化の創造	潜在的な文化資源の発掘 新たな文化創造活動の促進 地域文化の積極的な発信
6. 人権の尊重・人権教育の推進	(1) 人権意識の高揚	啓発活動の推進
	(2) 人権教育の推進	学校人権教育の充実 社会人権教育の充実
	(3) 人権擁護体制の充実	相談・情報提供体制の充実 推進体制の強化
7. 男女共同参画の促進	(1) 男女共同参画の意識づくり	男女共同参画社会の目標づくり 男女共同参画意識の啓発 男女共同参画を育む教育の推進
	(2) 男女共同参画の環境づくり	男女がともに働きやすい条件の整備 子育てや介護への支援体制の充実 男性の家庭参画への支援 女性被害の救済
	(3) 女性が活躍するまちづくり	女性の社会活動の促進 女性の意見の積極的な反映 女性による起業化の促進
	(4) 地域社会における男女共同参画の促進	環境分野における男女共同参画の促進 男女共同参画の視点に立った地域防災の促進 まちづくり分野における男女共同参画の推進 観光分野における男女共同参画の推進

政策	主要施策	事業群
8. 国際交流の促進	(1) 国際交流の促進	多文化との共生の推進 国際交流活動の促進
	(2) 外国人への支援の充実	情報提供・相談体制の充実 ボランティア活動の充実

町民ハイキング



政策1 生涯学習の推進

1. 政策の現状と課題

我が国において、科学技術の進歩や社会構造の変化等から平成18年に改正された教育基本法第3条において「生涯学習の理念」が明文化されました。生涯学習社会の実現を目指し、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られるようになりました。

誰もが、いつでも、どこでも学びたいときに学ぶことを目的とした生涯学習は、学校での学習はもちろん、公民館等の生涯学習施設での学習、芸術や文化の活動など、子どもから大人まで、自己の充実や生活の向上のために、自己に適した方法を選んで生涯にわたって行われる学習で、こころの豊かさが求められる時代の中で、ニーズが一層高まっています。平成20年の社会教育関連3法（社会教育法、図書館法、博物館法）の改正でも地域社会の活性化における公民館の役割は重要視されています。

本町では、こうした生涯学習ニーズに対応していくために、平成4年度に生涯学習推進会議設置要綱を定め、同会議を設立し、更に学校や文化、スポーツ、人権等の関係団体等からなる、社会教育委員会を組織し、全町的な推進を図っています。

生涯学習の拠点は、公民館やワープ上里、男女共同参画推進センター、図書館等があり、公民館については、地区公民館活動推進員が公民館祭り等の各種事業の企画立案等を行っています。生涯学習内容としては、語学サークルやパソコン教室、コンサート、著名人による講演、ダンス教室、古典文学講座、子どもシアターなど子どもから高齢者まで、男女の区別なく手軽に楽しく学習できるメニューを揃えています。

今後も、「いつでも・どこでも・誰でも」学べる環境を更に充実し、学習成果を個人の成長や生活向上のための活用や、地域のために活かせるように支援していくことが求められます。

2. 後期基本計画における重点課題

地域活性化の核としての公民館の役割の強化

3. 目標のイメージ

目標とする姿

住民一人ひとりが、それぞれの年代や生活スタイルに応じて、自由に学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されています。

数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
公民館定期 利用クラブ数	159 団体 (平成22年度実績)	168 団体	福祉や環境、まちづくりなど、多様化する住民活動の拠点として期待されています。

4. 主要施策及び事業群

(1) 生涯学習推進体制の強化

(担当 生涯学習課・公民館)

推進体制の充実

地区公民館活動推進員、公民館長、利用者を中心にして身近な地区を基本とした生涯学習の推進を図ります。また、社会教育委員会の機能を強化し、より全町的な推進体制を構築します。

情報の共有化

各分野で開催する講座・講師・イベントやグループ・サークル活動等の情報をまとめ、広報かみさと、上里町カレンダー、ホームページなど、多様な媒体を通じて、積極的に情報の共有化に努めます。特に、上里町カレンダーは毎年4月1日に発行しており、町内の全世帯に配布し、町・各団体等の年間行事等を掲載し、町民に情報の提供を行うことで情報の共有化が図られています。

人材の発掘・育成

各種研修会により、生涯学習ボランティアや地区公民館活動推進員等の育成と資質の向上に努めます。また、生涯学習ボランティア講師を募り、養成のための講習会を実施し、資質の向上に努めます。

【代表的取組】

・公民館まつり

各公民館で行うまつりを通して公民館の事業内容を知っていただくと共に、児童館や男女共同参画推進センターと共催で地域の人々の心のふれあいと活性化を図っています。平成23年度は5地区で行い5,020人の参加がありました。

・上里町カレンダー発行事業

町内の全世帯に配布し、町・各団体等の年間行事等を掲載し、町民に情報の提供を行っています。

(2) 生涯学習活動の促進

(担当課 生涯学習課・公民館・図書館)

講座・教室・講演の充実

各地区公民館では、「主催事業」、「せせらぎ大学」、「サルビア学級」を3本の柱として、事業を実施してきました。今後も、住民一人ひとりの学習ニーズの把握に努め、年齢層ごと、対象ごとの学習課題に対応した多様な講座・教室や広域的な講座の開催に努めます。また、講演・演劇・音楽など各種イベントの充実に努めます。

自主サークルの活性化

講座・教室等の受講生による自主サークルの設立を促進するとともに、公民館まつりやグループ間の交流促進等を通じて活動の活性化と育成を図ります。また、学習成果の発表機会の拡大に努めます。

家庭教育の充実

すべての教育の基本となる家庭での教育力の強化を図るため、親の学習として「就学時健康診断時の学習」や「6年生をもつ親の学習」、これから親になる子どもの学習として保育園で実習を行う「親となるための学習」を行ってきました。今後も子どもの発達段階に即した学習機会を提供し、さらなる家庭教育の充実に努めます。

生涯学習関係団体の育成

指導者の研修会や団体相互の連絡調整会議の開催等により、生涯学習関係団体の育成に努めます。

青少年の健全育成

子ども達が放課後や週末等に安全かつ安心して、異年齢で勉強や体験活動、スポーツ、文化活動を行える場を整備します。

図書館サービスの充実

図書館は、必要に応じた資料の充実に努め、情報の発信地としてのサービス向上に努めます。これまで、「くまさんのポケット」、「のはらタイム」、「おはなし会」等の事業を実施し、小学校や保健センター等へ職員が出向いて読み聞かせを行ってきました。今後、ボランティア団体の協力を得ながら、読み聞かせや各種講座等幅広い年代を対象とした「図書に親しむ機会」の拡大に努めます。

【代表的取組】

- ・サルビア学級の開催
男性と女性が力を合わせ、豊かな家庭や住み良い地域社会を実現させることを目的に年間を通して活動をしています。
- ・親の学習・親となるための学習への取り組み
親への家庭教育への指導を通じて、親子のあり方、子育ての理解を図るなど地域社会の一員としてのあり方を伝えていきます。

（3）生涯学習施設の整備・修繕（担当 生涯学習課・公民館・図書館・郷土資料館）

生涯学習施設の整備・修繕

生涯学習施設の計画的な整備及び修繕を図るとともに、誰もが利用しやすいよう、施設・設備のユニバーサルデザイン化や各種講座での託児体制等の確保に努めます。また多様な学習ニーズを支援できるよう、既存施設の充実と有効活用を図ります。

【代表的取組】

- ・生涯学習施設の整備への取り組み
学習ニーズの多様化、高度化やライフスタイルの変化に対応した利用しやすい施設整備に取組みます。

（4）まちづくりとの連携（担当 生涯学習課）

まちづくりへの関心の喚起

これまで、「まちづくり塾（町民のふるさと創生活動への助成）」等の補助事業を通じて、まちづくりの関心を高めてきました。今後も、学校の授業や、生涯学習講座等において、住民に対して、まちづくりへの関心の喚起を図り、身近な地域を単位としたまちづくりを進めます。

まちづくりグループの活動促進

生涯学習活動の中で誕生したまちづくりグループの活動の活性化と連携を図ります。

【代表的取組】

- ・生涯学習講師の派遣
生涯学習講座を通じて、「地域で学び」、「地域を学ぶ」ことを進め、より良いまちづくりへの関心を高めるための取り組みです。
- ・まちづくり塾支援事業
町民の自由な発想を生かし、研究・実践活動を通して、地域人材の育成を図っていきます。

政策2 幼児・学校教育の推進（1）幼児教育

1. 政策の現状と課題

社会情勢の変化や子どもたちの現状をふまえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等の育成を重視するべく平成20年に学習指導要領が改訂され、平成21年4月より幼稚園において実施され始めました。

本町における幼児教育は、私立幼稚園2園があり、平成23年4月で219人が通園しています。近隣市町の幼稚園に就園している児童もいますが、町では町内外の通園児の親に対して、所得に応じ就園奨励費や同時在園児への補助等により、就園しやすい環境づくりに努めています。

一方で、国での運営方法の検討が行われている認定こども園のような保育の場である保育園と教育の場である幼稚園とが一体となった柔軟な発想による教育機会の提供も行われつつあります。

今後も、幼児期に期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度等を育むことを通して、幼児のもつ無限の可能性を引き出し、子ども一人ひとりの個性を生かす幼児教育の推進が求められます。

また、幼児教育は幼稚園・保育園のみが重要なのではなく、家庭教育や地域一体となった理解と支援も不可欠です。親が、日々の家庭教育の大切さに関心を持ち、正しい理解を獲得していくよう促していくとともに、子どもたちが地域の人や自然とふれあう機会の拡大に努めていく必要があります。

2. 後期基本計画における重点課題

家庭・地域の連携をとった教育力の向上

3. 目標のイメージ

目標とする姿

家庭、幼稚園、地域が協働で、子ども一人ひとりの個性を生かす、地域ぐるみの教育が実践されています。

4. 主要施策及び事業群

（1）幼稚園の充実促進

（担当 学校教育課）

就園の奨励

町内外の私立幼稚園への就園奨励費支給制度により、保護者負担の軽減に努め、就園しやすい環境づくりを行います。

教育環境の充実促進

耐震改修や防犯設備の設置等による安全な幼稚園づくりなど、教育環境の充実に向け県に要請していきます。

【代表的取組】

・私立幼稚園就園奨励費支給制度への取り組み

町内外の通園児の親に対して、所得に応じ就園奨励費や同時在園児への補助等により、就園しやすい環境づくりを行っていきます。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

(担当 福祉子ども課・生涯学習課)

情報提供の充実

広報紙等を通じ、子育ての楽しさ、家庭での幼児教育のあり方、幼児向けのイベント情報など、子育て情報の提供を充実します。

基礎教育の推進

小学校就学前（幼児期）の教育はその後の基礎であるとともに、日常の生活での体験を通して身に付けていくものでもあります。そこで、幼児が一日の大半を過ごす家庭や幼稚園・保育園等と連携し、子どもたちに小学校入学までに身に付けてほしい子育ての目安「3つのめばえ」（埼玉県教育委員会）について推進します。

食育の推進

家庭と保育園等が連携しながら、幼児期の食育を推進します。

地域教育力の向上

地域教育力の強化に向け、生涯学習のあらゆる機会、子育てや家庭教育をテーマにした学習に重点的に取り組むことを促進するとともに、地域での多世代交流の機会の拡大に努めます

【代表的取組】

・幼稚園や保育園と連携した食育の推進

乳幼児が健康で健やかな生活を送るためにはしっかりとした食習慣が必要です。そのためにも家庭と、幼稚園、保育園が連携しながら、幼児への食育を推進します。

政策3 幼児・学校教育の推進（2）学校教育

1. 政策の現状と課題

学校教育においては、国の教育改革が進み、平成18年の教育基本法改正では「人格の完成」や「個人の尊厳」等の基本理念を大切にしながら、「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」を行うとされました。また平成20年3月には小・中学校の学習指導要領及び幼稚園教育要領が改訂され、子どもたちの「生きる力」を育むことを基本理念としました。平成23年4月からは新学習指導要領のもと、小学校において実施され、平成24年4月には中学校においても実施されます。

本町には現在、小学校が5校と中学校が2校あります。平成23年5月の小学校児童数が2,005人、中学校生徒数は951人となっています。小学校児童数は平成18年以降、減少しており、また中学校生徒数は昭和60年以降で最少人数となっています。

各学校では、基礎的な学力や、生活習慣を習得する教育に加え、総合的な学習の時間等を活用し、環境教育や国際理解教育等にも力を入れています。また、不登校や非行等への対応については、教育委員会の学校教育指導室に指導主事を2名配備し、解決のための相談・支援を行っています。教育環境の面では平成4年から、小学校では1学級あたり2人につき1台、中学校では1人に1台ずつパソコンが配備されました。

また、本町では、児童相談所・警察等と密接な連携をはかり、各種相談体制等を形成するなど、地域全体としての教育支援が行われています。

今後は、こうした教育改革に迅速に対応しながら、確かな学力を醸成する基礎基本の定着と「生きる力」の育成を図る教育を充実していくことが重要であり、そのために教職員や教育施設・設備の充実を図っていくことが求められます。また、地域に開かれた学校づくりや不登校等への対応、発達障害児等への「特別支援教育」の充実についても更に推進していくことが求められています。

2. 後期基本計画における重点課題

生きる力を育て、絆を深める上里教育

3. 目標のイメージ

目標とする姿

郷土への誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもたちが育っています。

数値目標

項目	平成28年度目標	設定理由
授業がわかりやすい(小学校)	80.0%	学力を向上させ、生きる力を育むためには、わかりやすい授業を展開し、話を集中して聞く力を身につけさせることが重要です。
授業がわかりやすい(中学校)	80.0%	
人の話をしっかりと聞くことができる(小学校)	80.0%	
人の話をしっかりと聞くことができる(中学校)	80.0%	

4. 主要施策及び事業群

(1) 教育内容の充実

(担当 学校教育指導室)

心の教育の推進

心豊かな子どもたちの育成に向けて、人権教育やボランティア活動等を通して、人を思いやる心情の醸成など、心の教育を推進します。

自己教育力の育成

「生きる力」の育成に向けて、児童生徒一人ひとりに配慮しながら個性を生かす教育を推進し、基礎・基本を定着させる授業、そして、自ら学ぶ意欲を引き出す授業の充実を図ります。

地域に根ざした教育の推進

「学校ファーム」を中心とした「総合的な学習の時間」を活用した自然体験や社会体験の場や機会づくり、社会人講師の充実等により、地域に根ざした特色ある教育を推進してきました。今後も小中学校の地域に根ざした教育の推進を進めていきます。

国際理解教育の推進

全国的に先駆けて、ALT制度を確立し、国際化に対応した教育を進めてきました。今後も、国際化に対応して、ALT(外国語指導助手)の活用や、英語でしゃべろう合宿等を通じて国際理解教育を推進します。また、日本語指導の必要な児童生徒への支援体制の確立に努めます。

情報教育の推進

情報教育の推進に向けて、教職員の指導力の向上を図るとともに、パソコン等の情報機器の充実に努めます。

環境教育の推進

環境教育や緑のカーテンをはじめとした栽培活動・資源回収等の体験活動を通して、環境に対する理解を深め、環境問題に取り組む能力と態度を育てます。

健康教育・安全教育の推進

保健体育の授業内容の充実や、学校防災訓練の充実等により、健康教育・安全教育を推進します。また、警察・消防等との連携をはかり、幅広い安全体制を形成します。

特別支援教育の推進

障害のある子どもたちが、障害の種類や程度に応じて適切な教育を受けられるような体制づくりに努めます。

不登校等の子どもたちへのサポートの推進

学校教育指導室の指導主事や、各学校の相談員等により不登校の子どもたちへの教育相談体制を整備するとともに、適応指導教室との連携を図り、学習機会の確保を図ります。

親の学習

中学生が親になるための学習や、親が親として身につけたいことを学ぶための学習を推進します。

【代表的取組】

・「生きる力」の育成への取り組み

時代の変化に対応しうる資質や能力、豊かな人間性の育成に取り組めます。

・環境教育の推進

地域の自然や社会環境の中での体験や活動を通して、人間と環境との関わりについて関心と理解を深め、環境問題に取り組む能力と態度を育てます。

(2) 教育環境の充実

(担当 学校教育課・学校建設室・学校教育指導室)

教職員の充実

研修の充実等により、教職員の資質と指導力の向上を図るとともに、小学校での少人数学級編制を引き続き行うために教員の加配を実現しました。今後も同様にチームでの教授体制の充実に努めます。

施設・設備の充実

安全性や衛生面、景観等に配慮しながら、耐震性の確保を中心に学校施設・設備の計画的な改修・改築を推進します。

学校給食の充実

栄養バランスがよく、おいしい給食の提供に努めるとともに、今後は地元生産者等と連携を図りながら地域の食材・郷土料理の積極的な導入等により、学校における食育を推進します。

学校安全対策の推進

これまで、緊急の際のメール配信等を行ってきました。今後も安全・安心な学校づくりのため、子ども110番の家の周知や、登下校時の安全パトロールの強化、万一の場合の対処法の指導等、地域ぐるみで学校安全対策を推進します。

上里中学校の建設

上里中学校は、昭和40年7月4日に開校式を行い46年が経過しています。昭和60年に大規模改修が行われましたが、建物の老朽化が激しく、平成18年に校舎棟の耐震診断の2次診断、耐力度調査を行いました。調査の結果を踏まえ、平成20年に庁内耐震化プロジェクトチームを発足させ、中間報告を作成し整備方針をまとめました。平成23年には上里中学校建設基本構想を策定し、改築基本設計業務委託の契約締結、平成24年度には、新校舎棟建設に着手します。その後、順次特別教室棟、体育館と建設し平成28年度に整備完了を目指します。

【代表的取組】

・学校における食育の推進

安全で安心なおいしい給食を提供するためにも、地産地消による食材と郷土料理の積極的な導入等により食育を進めます。

・学校耐震化

これまで校舎の耐震化を優先的に進めてきました。今後は耐震診断の結果により、体育館の耐震化を順次進めます。

(3) 開かれた学校づくりの推進

(担当 学校教育指導室・生涯学習課)

地域と連携した教育の推進

社会人講師の活用等により、地域と連携した教育を推進します。学校応援団や地域ぐるみ協議会により密接な連携関係を構築します。

学校施設の積極的な開放

学校を地域住民の生涯学習の場として活用できるよう、積極的に開放していきます。

P T A 活動の活性化

学校・家庭・地域社会が連携し、児童生徒の健全な育成を図るため、P T A 活動の活性化を促進します。

【代表的取組】

・地域と連携した教育の推進

社会人講師の活用や地域の企業等と連携をして、子どもたちの能力・適性、興味・関心を高めていきます。

小学校の英語授業



異学年なかよし給食



政策4 生涯スポーツの推進

1. 政策の現状と課題

平成23年6月にスポーツ基本法が公布されました。それまでのスポーツ振興法の定める施策を充実させつつ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」との考えに立ち、スポーツを自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることをその基本理念としました。

今後は、国、地方公共団体、スポーツ団体をはじめとする関係者の連携と協働によって、その基本理念の実現を図ることが規定されています。

こうしたスポーツに対する需要が高まる中、本町では、住民一人ひとりが、年齢や健康状態、個々のニーズに応じて楽しみ、健康づくりにつなげられるスポーツ・レクリエーション、いわゆる生涯スポーツの普及・拡大を図っています。

施設面では、忍保パブリック公園（野球場、ソフトボール場、グランドゴルフ場、アスレチック）、宮多目的広場サッカー場（サッカーコート）、堤調節池運動公園（サッカーコート、200mトラック）、上里町民体育館・多目的スポーツホール（柔道・剣道・空手・エアロビクス等に利用される多目的ホール）、長久保公園テニスコートがあるほか、学校の校庭・体育館の開放も行っています。

これらの施設を中心に、スポーツ推進委員や体育協会、レクリエーション協会、健康・体力づくり推進協議会、スポーツ少年団等と連携しながら、各種教室や、各種スポーツ大会が開催されるほか、自主グループ活動が積極的に行われています。

今後も、各種教室や大会等により、参加の拡大を図るとともに、自主グループや指導者の育成を支援するなど、生涯スポーツの振興を図ることが求められます。そのため、既存のスポーツ施設・設備の有効利用を図るとともに、需要の増大に対応した施設の充実を図ることが求められます。また、様々な年代層が各地域で生涯スポーツに参加できる仕組みづくりを検討していくことが求められています。

2. 後期基本計画における重点課題

各種団体の自立的な活動の促進

3. 目標のイメージ

目標とする姿

子どもから高齢者まで、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加し、楽しみ、交流を深め、健康増進と自己実現につながっています。

数値目標

項目	目標基準値	平成 28 年度目標	設定理由
週に1回以上、 スポーツ活動を行 う住民の割合 (20歳以上)	55% (平成23年度 県目標)	65%	より多くの住民が参加しやすい機会の提供が必要です。特に、若年層から高齢者層までに利用しやすい環境づくりが重要です。

4. 主要施策及び事業群

(1) スポーツの振興

(担当 生涯学習課)

スポーツ・レクリエーションの振興と充実

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の多様な参加につながるようスポーツ情報の積極的な提供を図るとともに、スポーツ推進委員会を中心に、初心者にも気軽に参加できるイベントや大会の開催、各種スポーツ教室の充実、ニュースポーツ等の開発・普及等に努めます。

団体・サークルの活性化

各種スポーツ団体・サークルの活動や職場や地域での自主的なスポーツ活動を支援します。また、団体・サークル間の交流を促進します。

指導者の育成・確保

スポーツ推進委員(15名)をはじめ、指導者の育成と資質の向上、相互交流に努めるとともに、指導者派遣体制の強化を図ります。

スポーツ少年団の育成強化

少年時代に、スポーツの喜びを経験し、チームワークの大切さを学ぶのに重要な役割を担うスポーツ少年団への参加推進を図るとともに育成強化に努めます。

障害者スポーツの振興

町内のスポーツ教室・大会等に障害者が参加しやすいよう、工夫に努めるとともに、関係各課と連携しながら障害者が参加しやすいスポーツメニューの開発・普及を図ります。

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

地域住民が自主的・主体的にスポーツ運営に参加し、多種目・多世代の交流が図れる「総合型地域スポーツクラブ」の育成・支援をします。

学校クラブ活動の支援

指導者の育成・確保、施設・設備の充実等により、学校クラブ活動への支援を学校教育課との連携を取りながら図ります。

【代表的取組】

・町民体育祭の実施

日頃のスポーツの成果を見せるとともに町民によりスポーツに対して関心をもってもらうために行っています。

・乾武マラソン大会の実施

乾武マラソン大会も回を重ねて20回を越え、毎年盛大に行われています。健康増進、マラソン人気とともに町のPRも兼ね、今後も開催していきます。

(2) 施設の整備・充実

(担当 生涯学習課)

施設・設備の充実・有効活用

スポーツニーズの増大に対応するため、スポーツ施設・設備の充実と更新を図ります。また、学校施設開放の強化、近隣市町との施設相互利用の拡大など、既存施設の有効活用に努めます。

健康レクリエーションの環境づくり

公園や、歩道・散策道の整備・充実、案内板の設置等により、ウォーキングなど健康レクリエーションが楽しめる環境づくりに努めます。

【代表的取組】

・健康レクリエーションの環境づくり

スポーツ施設の充実や案内板の設置など、健康レクリエーションを楽しむ人の目線にたった環境づくりを行っています。

乾武マラソン大会



政策5 芸術・文化の振興

1. 政策の現状と課題

現在、我が国には4つの世界自然遺産と12の世界文化遺産があり、また全国には文化財保護法に基づき、25,661もの重要文化財があります。このように全国にはたくさんの自然・文化遺産があると同時に食文化を含め日本の文化が世界中から注目を集めています。

本町は、古代より様々な文化を育んできており、県指定文化財として陽雲寺の銅鐘や伝武田信玄陽雲院夫妻画像など5件が指定されています。また、町の指定文化財として大光寺の見透灯籠や郷土資料館保管の埴輪頭部等の有形文化財が32件、堤の「ヒイラギの木」等の天然記念物が5件指定されています。これらの文化財のほかにも埋蔵文化財等が多く残されています。また、伝統芸能として七本木神社獅子舞など7件が町指定無形民俗文化財として指定されています。しかし、近年、指導者の高齢化や文化の多様性により伝承者が減少しつつあります。文化財を大切に「ふるさと」を知り、豊かな民情を育むうえからも文化財の保護と充実を図ることは重要な課題となっています。

こうした有形・無形の地域文化財継承のために、町では郷土資料館と出土文化財管理センターを核として学校教育課や生涯学習課と連携しながら、出前授業や歴史教室「知って得する、ふるさとの話」、火起こし体験教室等の事業を行っています。

新たな文化振興については、近年、住民の心の豊かさを求める気運の高まりとともに、文化活動への参加ニーズが急速に拡大しており、町内在住の音楽家によるコンサートの開催やグランドピアノ無料試弾会、文化人による講演、町民文化祭等が行われています。今後ともこうした活動を促進するとともに、新たな地域文化の創造を図ることが求められています。

2. 後期基本計画における重点課題

文化財の伝承者の減少への対応

3. 目標のイメージ

目標とする姿

私たちの誇りである伝統文化財がみんなの手で大切に守られています。

4. 主要施策及び事業群

(1) 保存・継承意識の高揚

(担当 郷土資料館)

啓発活動の推進

身近にある文化財を再認識するとともに、関連資料の作成、発刊、勉強会等の開催を通じて、文化財の重要性の普及・啓発に努め、文化財保護意識の高揚を図ります。

伝統文化教育の推進

次世代へ伝統文化や地域文化を継承していくために、学校教育や生涯学習での伝統文化や地域文化に関する学習を引き続き促進します。また、インターネット、携帯電話を活用した情報の発信や小中学生への出前授業、史跡の現地説明会等についても取り組んでいきます。

【代表的取組】

- ・様々な媒体を活かした啓発活動の実施
身近にある文化財の重要性の啓発をインターネットや携帯電話、出前授業、説明に努め、伝統文化、地域文化の推進に努めます。

(2) 保存・継承活動の促進

(担当 郷土資料館)

伝統文化の保存・継承活動の促進

町内に残されている、無形文化財である獅子舞等の伝統文化の保存・保護団体の育成に努めるとともに、住民の自主的な保存・継承活動を促進します。また、子どもや若者への伝統文化の理解と参加を促進します。

文化財の保存事業の推進

指定文化財の保護・保存事業を推進するとともに、未指定の文化財についても保護・保存を促進します。

保存・公開施設の充実

郷土資料館の充実を図るとともに、住民と行政が協力しながら、郷土の文化遺産の系統的な収集に努め、先人の知恵を後世に伝えるとともに公開を行います。また、町内に数多く残された遺跡の発掘調査から得られた情報を、インターネットを活用して、知りたい情報を知りたいときに活用できるように公開を行います。更に、文化財調査研究体制の充実を図ります。

郷土の偉人・西崎キクの顕彰

上里町に生まれた日本女性水上飛行士第1号、西崎キクの功績を称え、定期的に写真パネル展示、模型飛行機展示、学習会を開催します。更に、西崎キクの歴史を語るボランティアの養成をするとともに、町内外に郷土の偉人西崎キクの功績を発信します。

【代表的取組】

- ・伝統文化の保存・継承活動の推進
郷土資料館と出土文化財管理センターを核として学校教育や生涯学習と連携しながら、出前授業や歴史教室「知って得する、ふるさとの話」、火起こし体験教室等の事業を行い、有形・無形の地域文化財継承を進めます。

(3) 文化・芸術活動の促進

(担当 総合政策課・中央公民館)

優れた文化・芸術にふれる機会の充実

映画や音楽、演劇、舞踊の鑑賞会、美術品・工芸品等の展覧会など、住民が気軽に優れた文化・芸術にふれる場や機会の充実を図ります。

活動への支援の強化

文化グループ・団体への支援、指導者の紹介、活動・相互交流の場、発表の場の提供等により、住民の文化・芸術活動を支援します。

文化施設の充実

住民が身近に優れた文化・芸術にふれ、気軽に文化・芸術活動を楽しめる場として、ワープ上里等の文化施設の維持・更新と利用促進に努めます。

【代表的取組】

・文化・芸術にふれる機会の充実

各地区公民館との共催や支援により、町内各地に点在する郷土資料を見学しながら、郷土の生い立ちや風土についての学習会への協力体制を図ります。

(4) 新たな文化の創造

(担当 公民館)

潜在的な文化資源の発掘

町内で、これまで評価されていない潜在的な文化資源の発掘に努め、新たな文化資源として活用を図ります。

新たな文化創造活動の促進

住民の創意工夫の中から、これまでの上里にない新たな地域文化を創造していく活動を促進します。

地域文化の積極的な発信

イベントやインターネット等を通じて、首都圏一円に上里の文化を情報発信します。

【代表的取組】

・新たな文化創造活動の促進

各公民館に設定された園芸教室や教養講座等を通じて、上里にない新たな地域文化の創造を進めていきます。

政策6 人権の尊重・人権教育の推進

1. 政策の現状と課題

本町では、憲法で保障された基本的人権を尊重する社会を実現するため、同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人の人権等さまざまな課題の解消に向けた取り組みを推進してきました。

小中学校での道徳や人権教育、また、成人を対象とした人権教育研究集会や行政班長等人権教育研修会、人権教育指導者養成講座等、さまざまな啓発活動に取り組み、充実させてきました。その成果として、民間主体の人権団体が組織されるようになり、中でも「上里町人権を大切にする会」は、行政との連携を図りながら、人権講演会を開催するなど、活発に活動を行っています。

また、国において平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、県においては平成14年3月に「埼玉県人権施策推進指針」が示されました。

こうした状況の中、平成15年4月に本町は「今後の同和行政基本方針」・「今後の同和教育基本方針」を策定し、同和対策事業特別措置法の失効後も継続して、同和問題を中心とした人権施策の推進を行いました。

その結果、生活環境など物的な整備が図られ、心理的な差別も一定の進展がみられるようになりました。今後、社会情勢の変化等に配慮しつつ、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、同和問題をあらゆる人権問題の中の一つとして取り組むこととし、平成23年12月に、「今後の同和行政基本方針」・「今後の同和教育基本方針」を廃止しました。

今後は、これまでの経過をふまえ、今なお日常生活に根強く残る不当な差別や人権侵害の根絶に向け、人権教育の推進並びに人権啓発に取り組み、人権意識の高揚をはかり、差別のない人権を尊重しあう町づくりに努めます。

2. 後期基本計画における重点課題

町全体としての講演会や各種研修への参加率の向上

3. 目標のイメージ

目標とする姿

誰もがかけがえのない人間として尊重される、差別のない平等なまちづくりが進められています。

数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
10年前と比較して、人権尊重意識の向上を感じる住民の割合	46.3% (平成22年度まちづくりアンケート調査)	50.0%	人権に対する意識の向上を進める必要があります。

4. 主要施策及び事業群

(1) 人権意識の高揚

(担当 人権共生課・生涯学習課)

啓発活動の推進

人権尊重社会をめざすための学習の拠点である男女共同参画推進センター・公民館における学習活動等の機会をとらえ、各種啓発活動を推進し、一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。これまで人権講演会を中心に多くの町民の方々に参加して頂きました。今後も積極的な啓発活動に努めます。

【代表的取組】

・人権講演会の開催

人権尊重意識が住民生活のあらゆる場面や行政のさまざまな分野で反映されるよう、また多様化する人権問題への対応を行えるよう講演会を開催し、人権啓発活動を推進します。

(2) 人権教育の推進

(担当 学校教育課・生涯学習課・人権共生課)

学校人権教育の充実

人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成します。

社会人権教育の充実

家庭・地域・職場等のあらゆる学習機会を通して学習意識を高め、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において態度や行動に表れるような豊かな人権感覚を育成します。

【代表的取組】

・学校人権教育の促進

学校教育を通じて、発達段階や実情に応じた人権教育を進めるとともに、さまざまな場所での学習機会の充実を進めていきます。

(3) 人権擁護体制の充実

(担当 人権共生課)

相談・情報提供体制の充実

関係機関や関係団体との連携のもと、人権擁護に関する相談や人権に関する情報提供体制の充実に努めます。特に、利用率、認知率等の向上を図ります。

推進体制の強化

人権擁護委員を中核として、人権擁護活動を行う団体・個人への支援に努め、人権擁護推進体制の強化を図ります。

【代表的取組】

・推進体制の強化

人権擁護委員や関係機関、関係団体等との連携を密にしながら、人権教育を正しく方向付け、総合的な取り組みを進める体制を強化します。

政策7 男女共同参画の促進

1. 政策の現状と課題

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、その目指すべきは、固定的役割分担意識をなくした男女平等の社会、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会、男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会です。これらの点について町ではこの実現にむけ国や県、町民と一体となって推進してきました。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識は依然として根強く、少子高齢化や社会経済情勢の変化で子育て、介護、女性に対する暴力、貧困・格差、等解決すべき問題は多岐にわたっています。

このような中で国は、男女共同参画社会基本法施行後11年を経た平成22年12月、第3次男女共同参画基本計画を策定しました。この基本計画では、女性の活躍による経済社会の活性化、男性、子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進の5つの視点について改めて強調するとともに、新たな重点分野としています。

町ではこれらを受け、地域社会における男女共同参画の促進を図るため、平成23年11月「かみさと男女共同参画推進プラン」に新たな取り組みを必要とする分野（環境・防災・まちづくり・観光）を盛り込みました。今後も関係機関と連携を図りながら、意識啓発や環境整備などの取り組みを引き続き推進するとともに、より一層女性の参画を促進し、男女がともに働きやすい環境づくりや、女性の意見が積極的に反映されたまちづくりを進めていくことが重要となっています。

2. 後期基本計画における重点課題

男女共同参画の推進と地域全体での仕組づくり

3. 目標のイメージ

目標とする姿

男女がお互いに人権を尊重しつつ責任を分かちあい、個性と能力を充分発揮しています。

数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
男女の地位が平等だと思う住民の割合	17.4% (平成22年度まちづくりアンケート調査)	25.0%	生活レベルでの男女平等の意識向上が必要です。
委員会等への女性の参画率	25.2% (平成22年度実績)	40.0%	行政等の公的な場での女性の参加が必要です。

4. 主要施策及び事業群

(1) 男女共同参画の意識づくり

(担当 人権共生課)

男女共同参画社会の目標づくり

本町が目指す男女共同参画社会を明確化するため、総合振興計画との整合を図りながら平成22年1月にかみさと男女共同参画推進プラン(計画期間平成21年～平成25年)を策定しました。今後はこれに基づいて適宜見直ししながら推進します。

男女共同参画意識の啓発

広報紙やリーフレットの発行、講演会の開催等を通じて、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供に努めます。

男女共同参画を育む教育の推進

学校教育において、男女平等教育の一層の推進に努めるとともに、社会学習において学習機会の提供や、活動への支援、情報のネットワーク化等を進めるなど、生涯学習のすべての機会に男女共同参画を育む教育を推進します。

【代表的取組】

・男女平等に関する意識啓発の実施

様々な世代の人たちに男女共同参画への意識を高めてもらうために、パンフレット配布や広報紙発行をはじめ公民館等での講義・講演などを進めていきます。

(2) 男女共同参画の環境づくり

(担当 人権共生課)

男女がともに働きやすい条件の整備

男女雇用機会均等法や育児休業法など諸制度の遵守等を事業所に啓発するとともに、女性の出産・育児後の再就職の支援や、知識・技術等の習得機会の充実など、男女がともに働きやすい条件整備を進めます。

子育てや介護への支援体制の充実

保育・介護サービスや、育児や介護に関する相談・情報提供など、子育てや介護の負担軽減策を推進し、男女が充実した家庭生活、社会生活を送れる環境づくりに努めます。

男性の家庭参画への支援

男の料理教室や男のライフセミナー等を通じ、男性が家庭に意識を向けるきっかけづくりに努め、家族間の円滑なコミュニケーションを図り、男女に関わりなく家事に参画していく、意識啓発づけと実践行動につながる取り組みを支援します。男性のセミナー参加率も最近は上昇傾向にあり、今後も積極的な参加を呼びかけていきます。

女性被害の救済

職場や地域でのセクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンスの防止に向けて、事業所や住民への啓発を行うとともに、相談体制、地域見守り体制の整備を図ります。これまではシェルター等との連携を深めてきました。今後も、上里町庁内DV対策連携会議を中心に地域全体としての体制づくりを進めていきます。

【代表的取組】

・男性の家庭参画への支援

料理教室等を通して男性が家事や育児に積極的に参画できるよう支援をしていきます。

（3）女性が活躍するまちづくり

（担当 人権共生課）

女性の社会活動の促進

学習講座等の社会活動に、より女性が積極的に参加できるよう、託児サービス等利用者のニーズに沿ったしくみづくりに努めます。

女性の意見の積極的な反映

各分野の委員会、審議会等、あらゆる政策・方針決定の場への一定割合の女性の登用を促進し、女性の意見をまちづくりに反映させていきます。

女性による起業化の促進

就労支援やキャリアアップ等の女性セミナーの実施や融資等による支援など、女性による起業化を促進していきます。

【代表的取組】

・再就職支援セミナーの実施

出産・育児・介護等で職を退いた人が職場復帰や再就職をしやすいように、セミナーの開催や、相談会を行う等の支援を行います。

（4）地域社会における男女共同参画の促進

（担当 人権共生課）

環境分野における男女共同参画の促進

地域環境に配慮した生活に取り組むことの必要性を理解し、地域環境の保全を男女が社会活動に繋げるよう促進します。

男女共同参画の視点に立った地域防災の促進

防災の分野に女性の視点やニーズを活かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。

まちづくり分野における男女共同参画の推進

まちづくりの分野において、男女共同参画を促進し、地域の活性化を図ります。

観光分野における男女共同参画の推進

観光の分野において男女共同参画を促進し、地域や地域経済の活性化を図ります。

男性の家庭参画セミナー（料理教室）



政策8 国際交流の促進

1. 政策の現状と課題

本町には、平成23年4月1日現在で1,110人の外国人が居住し、平成17年4月1日の1,122人に比べ微減しています。平成23年の上里町民アンケート調査によると、現在外国人と交流をしている人は8.0%ですが、以前交流していた人と今後交流をしてみたい人も合わせると63.6%の人が国際交流に関心を示しています。

町では国際理解を深めるために小中学校にALT（外国語指導助手）を招致するとともに、平成3年度から中学生海外派遣事業を実施し、国際的な広い視野をもった人づくりを目指しています。また、海外から訪れた研修生が週末を県内の民家に泊まって過ごすワンナイトステイ事業も推進しています。

今後ますます世界との距離が身近に感じられるようになる中で、国際化の進展に対応するためには、住民一人ひとりが国際社会の一員として認識をもち、異文化等への国際理解を深めるとともに、外国人も暮らしやすいまちづくりを行うことが重要です。

2. 後期基本計画における重点課題

外国人住民への生活支援強化

3. 目標のイメージ

目標とする姿

多様な分野で、町の個性を活かした国際交流が進められ、人づくりとまちづくりにつながっています。

数値目標

項目	目標基準値	平成28年度目標	設定理由
外国人と何らかの交流をしている住民の割合	8.0% (平成22年度まちづくりアンケート調査)	10.0%	国籍や文化的背景等お互いの違いを認めあいつつ、同じ地域に暮らす住民としてともに生きていく社会の実現をめざします。

4. 主要施策及び事業群

(1) 国際交流の促進

(担当 学校教育課・総合政策課)

多文化との共生の推進

A L T (外国語指導助手)の活用を含めて、学校教育での国際理解教育を推進します。また、外国人の児童・生徒が学校生活に柔軟に適応できるよう、指導体制の充実を図ります。

更に、地域における相互理解を深めるため、イベント、交流活動等を推進します。

国際交流活動の促進

住民と行政が一体となって、スポーツ活動や、文化・芸術活動、産業振興等での多様な国際交流活動の促進を図ります。今後も交流を進めていきます。

【代表的取組】

・外国人が生活しやすい環境づくり

外国人が生活をしやすいように、ボランティアや地域住民等と連携をしながら生活しやすい環境づくりや生活支援に取り組みます。

(2) 外国人への支援の充実

情報提供・相談体制の充実

在住外国人や外国人訪問客に対して、外国語表示や生活ガイドブック等により、生活情報の提供を図るとともに、行政窓口での外国語対応力の向上に努めます。

ボランティア活動の充実

日本語ボランティア等、在住外国人を支援する住民ボランティア活動を促進します。